

令和3年6月23日

建設業者各位

長崎県土木部監理課長  
(公印省略)

### 長崎県建設工事入札参加資格申請等の適正化の徹底について

建設業者の皆様におかれましては、日頃から、建設業法をはじめ関係法令の遵守及び各種申請の適正化に努めていただいているところですが、令和3年3月に、本県内の建設業者において、経営事項審査における完工高の水増しにより入札参加資格審査への虚偽申請がなされていたことが発覚し、令和3年4月に営業停止及び指名停止を行い、この度、6月23日付で長崎県建設工事入札参加資格の取消処分を行ったところです。

入札参加資格審査の虚偽申請にあっては、本県建設工事の適正かつ公正な入札の執行に大きな影響を及ぼし、制度の根幹を揺るがしかねない、あってはならない行為であることから、申請にあたっては十分に留意いただくとともに、入札参加資格の申請内容に変更が生じた場合には直ちに、変更手続きを行うなど適切な対応をお願いいたします。

なお、適正な申請及び変更等の手続がなされていない場合には、資格の取消処分を行うことがあることをご承知いただくとともに、申請手続き等において、疑義が生じた場合には、事前に長崎県土木部監理課建設業指導班へご相談いただきますよう、併せてお願いいたします。